

豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第12号

豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則
の一部を改正する規則

豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成14年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第5（裏）を次のように改める。

様式第 6（裏）を次のように改める。

様式第 8（裏）を次のように改める。

様式第13（裏）を次のように改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。